平成18年5月24日

各　位

会社名　　株式会社 日立システムアンドサービス
執行役社長　　中 村 博 行
（コード番号：3735）
問合せ先　　執行役常務社長室長　　林　　邦 雄
（TEL. 03-6718-5750）

定款一部変更に関するお知らせ

株式会社日立システムアンドサービス（コード番号：3735）は、本日開催の取締役会において平成18年6月21日開催の第28回定時株主総会に定款一部変更の件につき付議することを決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

Ⅰ.変更の理由

会社法（平成 17 年法律第 86 号）及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）、会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）等の関係法令の施行（平成 18 年 5 月 1 日）に伴い、定款の変更をするものであります。

主要な変更点は以下のとおりであります。

① 単元未満株主の権利について、一定の範囲に制限することが可能となったことから、単元未満株式の管理の合理化を図るため、剰余金の配当等法令及び本定款に定める権利のみとします(変更案第 9 条)。

② 株主総会の迅速かつ確実な開催を可能にするため、株主総会の開催場所を本店の所在地又は東京都区内とします（変更案第 13 条)。

③ 参考書類等における株主総会に関する情報の開示の充実化に対応するため、ホームページ掲載による情報提供を行うことができるようにします（変更案第 15 条)。

④ 従来からの当社の取扱いと同様に、株主総会の議事の円滑な進行のため、議決権行使の代理人は、当社株主の中から 1 名を定めるものとします（変更案第 16 条)。

⑤ 真に緊急の事態に備えるため、取締役会の議案について、取締役の全員が書面等により賛成の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなします(変更案第 24 条)。

なお、その他会社法の施行に伴う所要の変更及び字句の修正等を行っております。

Ⅱ.変更内容

別紙のとおりであります。

Ⅲ.変更予定日

平成 18 年 6 月 21 日

以上

別紙

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１条～第２条 （条文記載省略）	第１条～第２条 （現行どおり）
第３条(委員会等設置会社の定め) 当会社は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下「商法特例法」という。）第２章第４節に規定する特例の適用を受けるものとする。	第３条(機関) 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置くものとする。 (1)取締役会 (2)会計監査人 (3)委員会
第４条 （条文記載省略）	第４条 （現行どおり）
第５条(公告の方法) 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。	第５条(公告方法) 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法による。
第２章　株　　式	第２章　株　　式
第６条(会社の発行する株式の総数) 当会社の発行する株式の総数は、１億株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減じる。	第６条(発行可能株式総数) 当会社の発行可能株式総数は、１億株とする。
（新設）	第７条(株券の発行) 当会社は、株式に係る株券を発行する。
第７条(１単元の株式の数及び単元未満株券の不発行) 当会社は、100株を以って株式の１単元とする。 ２．当会社は、１単元の株式の数に満たない株式にかかる株券を発行しない。	第８条(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 当会社は、100株をもって１単元の株式とする。 ２．前条の規定にかかわらず、当会社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。
（新設）	第９条(単元未満株式についての権利) 当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利の全部又は一部を行使することができない。 (1)会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利 (2)株主割当による募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利 (3)本定款に定める権利
第８条(自己株式の取得) 当会社は、商法第211条ノ３第１項第２号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	（削除）
第９条(名義書換代理人) 当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。 ２．当会社の株主名簿及び実質株主名簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置く。 ３．第１項の名義書換代理人は、名義書換、単元未満株式の買取その他株式に関する事務を代行するものとする。	第10条(株主名簿管理人) 当会社は、株主名簿管理人を置く。 （削除） （削除）

現　行　定　款	変　　更　　案
第10条(株式取扱規則) 当会社の株券の種類並びに株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株主（実質株主を含む。以下同じ。）からの届出、株券の再発行及び単元未満株式の買取その他株式に関する取扱については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会又は取締役会に委任された執行役が定める株式取扱規則による。	第11条(株式取扱規則等) 当会社の株主の権利の行使等に関する取扱いその他株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会又は取締役会に委任された執行役が定める株式取扱規則等による。
第11条(在外株主等の仮住所又は代理人) 外国に居住する株主、質権者又はその法定代理人は、日本国内に仮住所又は代理人を定め、これを株式取扱規則に従い届け出ておかなければならない。その変更のあったときもまた同様とする。	（削除）
第12条(基準日) 当会社は、毎決算期現在の株主を以って、その期の定時株主総会で株主の権利を行使すべき株主とみなす。 ２．前項のほか、その必要を認めたときは、取締役会の決議又は取締役会に委任された執行役の決定を以って予め公告して、一定の日時現在の株主又は質権者を以って、その権利を行使すべき株主又は質権者とみなすことができる。	第12条(基準日) 当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載され、又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会で株主の権利を行使することができる株主とする。 （削除）
第３章　機　　関	第３章　機　　関
第１節　株主総会	第１節　株主総会
第13条(株主総会の招集) 定時株主総会は、毎決算期の翌日から３ヶ月以内に、臨時株主総会は、臨時必要のあるときに、取締役会の決議に基づき、執行役社長がこれを招集する。執行役社長に事故あるときは、取締役会で予め定めた順序により他の執行役がこれにあたる。 （新設）	第13条(株主総会の招集及び開催場所) 定時株主総会は、毎事業年度の終了後３か月以内に、臨時株主総会は、臨時必要のあるときに、取締役会の決議により選任された取締役がこれを招集する。当該取締役に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。 ２．当会社は、本店の所在地又は東京都区内において株主総会を開催する。
第14条(株主総会の議長) 株主総会の議長は、執行役社長がこれにあたる。執行役社長に事故あるときは、取締役会で予め定めた順序により他の者がこれにあたる。	第14条(株主総会の議長) 株主総会の議長は、執行役社長がこれにあたる。執行役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の執行役がこれにあたる。
（新設）	第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当会社は、株主総会の招集に際し、法務省　令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告又は監査報告の内容をも株主に対して提供することを定めたときはこれらを含む。）に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第15条(議決権の代理行使) 当会社の株主又はその法定代理人は、代理人を以ってその議決権を行使することができる。但し、代理人は、当会社の議決権を行使することができる株主でなければならない。 ２．前項の場合には、代理権を証する書面を予め当会社に提出しなければならない。	第16条(議決権の代理行使) 当会社の株主又はその法定代理人は、代理人１名を定めてその議決権を行使することができる。ただし、代理人は、当会社の議決権を行使することができる株主でなければならない。 ２．前項の場合には、代理権を証明する書面をあらかじめ当会社に提出しなければならない。

現　行　定　款	変　　更　　案
第16条(決議方法) 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数でこれを行う。 ２．商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上に当たる多数を以ってこれを行う。	第17条(決議方法) 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ２．前項の規定にかかわらず、会社法第309条第２項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。
第17条(議事録) 株主総会の議事については、議事録を作り、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び執行役が記名捺印又は電子署名し、当会社に保存する。	第18条(議事録) 株主総会の議事については、議事録を作り、議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項を記載又は記録する。
第２節　取締役、取締役会及び委員会	第２節　取締役、取締役会及び委員会
第18条(取締役の員数) 当会社に取締役10名以内を置く。	第19条(取締役の員数) 当会社の取締役は、10名以内とする。
第19条(取締役の選任) 取締役の選任の決議は、総株主の議決権の３分の１以上の議決権を有する株主が総会に出席し、その議決権の過半数を以ってこれを行う。 ２．前項の決議は、累積投票によらないものとする。	第20条(取締役の選任) 第17条の規定にかかわらず、取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 ２．前項の決議は、累積投票によらないものとする。
第20条(取締役の任期) 取締役の任期は、就任後１年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に終了する。但し、他の取締役在任中新たに就任した取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間とする。	第21条(取締役の任期) 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、他の取締役在任中新たに就任した取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間とする。
第21条(取締役会長) 取締役会の決議を以って、取締役会長１名を置くことができる。	第22条(取締役会長) 当会社は、取締役会の決議によって、取締役会長１名を置くことができる。
第22条(取締役会の招集) 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日より１週間前までに発するものとする。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。	第23条(取締役会の招集) 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日より１週間前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
（新設）	第24条(取締役会の決議の省略) 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
第23条(取締役会規則) 取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。	第25条(取締役会規則) 取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会が定める取締役会規則による。

現　行　定　款	変　　更　　案
第24条(取締役の責任免除) 当会社は、取締役会の決議を以って、商法特例法第21条の17第１項の規定による取締役の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。 ２．当会社は、社外取締役との間で、その取締役の商法特例法第21条の17第１項の規定による責任につき、同条第５項が準用する商法第266条第19項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。	第26条(取締役の責任免除) 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第423条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。 ２．当会社は、社外取締役との間で、その取締役の会社法第423条第１項の規定による責任につき、会社法第427条第１項に定める要件に該当する場合には、会社法第425条第１項第１号及び第２号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。
第25条(委員会) 当会社に指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を置く。	(削除)
第26条(委員会規則) 委員会に関する事項については、法令、本定款又は取締役会において定めるもののほか、各委員会において定める規則による。	第27条(委員会規則) 委員会に関する事項については、法令、本定款又は取締役会において定めるもののほか、各委員会が定める委員会規則による。
第３節　執行役	第３節　執行役
第27条(執行役の員数) 取締役会の決議を以って、当会社に執行役25名以内を置く。	第28条(執行役の員数) 当会社は、取締役会の決議によって、執行役25名以内を置く。
第28条(執行役の任期) 執行役の任期は、就任後１年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結した後最初に開催される取締役会の終結の時に終了する。但し、他の執行役在任中新たに就任した執行役の任期は、他の現任執行役の残任期間とする。	第29条(執行役の任期) 執行役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。ただし、他の執行役在任中新たに就任した執行役の任期は、他の現任執行役の残任期間とする。
第29条(代表執行役) 代表執行役は、取締役会の決議を以って定める。	第30条(代表執行役) 当会社は、取締役会の決議によって代表執行役を選定する。
第30条(執行役社長) 取締役会の決議を以って、執行役社長１名を定める。但し、執行役社長は代表執行役でなければならない。	第31条(執行役社長) 当会社は、取締役会の決議によって、執行役社長１名を定める。ただし、執行役社長は代表執行役でなければならない。
第31条(役付執行役) 業務上の都合により取締役会の決議を以って、当会社に執行役副社長、執行役専務及び執行役常務各若干名を置くことができる。	第32条(役付執行役) 当会社は、取締役会の決議によって、執行役副社長、執行役専務及び執行役常務各若干名を置くことができる。
第32条(執行役の責任免除) 当会社は、取締役会の決議を以って、商法特例法第21条の17第１項の規定による執行役の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。	第33条(執行役の責任免除) 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第423条第１項の執行役（執行役であった者を含む。）の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。

現　行　定　款	変　　更　　案
第４章　計　　算	第４章　計　　算
第33条(決算期) 当会社の決算期は、毎年３月末日とする。	第34条(事業年度) 当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。
（新設）	第35条(剰余金の配当等の決定機関) 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に規定する事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める。 ２．当会社は、前項に規定する事項を株主総会の決議によっては定めない。
第34条(利益配当) 利益配当金は、毎決算期現在の株主又は登録質権者に対し支払う。 ２．前項の配当金が、その支払開始の日から満３年以内に受領されないときは、当会社は、支払の義務を免れる。 第35条(中間配当) 当会社は、毎年９月末日現在の株主又は登録質権者に対し、取締役会の決議により、商法第293条ノ５に定める金銭の分配をすることができる。 ２．前条第２項の規定は、前項の金銭の分配に準用する。	第36条(剰余金の配当の基準日及び除斥期間) 当会社は、毎年３月31日を基準日として、期末配当をすることができる。 ２．当会社は、毎年９月30日を基準日として、中間配当をすることができる。 ３．配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年以内に受領されないときは、当会社は、支払いの義務を免れる。
附　　則	附　　則
第１条(取締役の責任免除に関する経過措置) 当会社は、取締役会の決議を以って、平成16年３月決算期に関する定時株主総会終結前の商法第266条第１項第５号の行為に関する取締役の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。 ２．当会社は、社外取締役との間で、その取締役の平成16年３月決算期に関する定時株主総会終結前の商法第266条第１項第５号の行為に関する責任につき、同条第19項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。	第１条(役員の責任免除に関する経過措置) 当会社は、取締役会の決議によって、取締役、監査役又は執行役の会社法施行日前の行為に関する、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）（以下「整備法」という。）による改正前の商法（以下「旧商法」という。）又は整備法による廃止前の株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下「旧商法特例法」という。）の規定に基づく損害賠償責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。 ２．当会社は、社外取締役との間で、その取締役の会社法施行日前の行為に関する、旧商法又は旧商法特例法の規定に基づく損害賠償責任につき、旧商法第266条第19項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。
第２条(監査役の責任免除に関する経過措置) 当会社は、取締役会の決議を以って、平成16年３月決算期に関する定時株主総会終結前の監査役の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。	（削除）